

〔No. 10〕 建築設備に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、エレベーター及びエスカレーターは、所定の特殊な構造又は使用形態のものを除くものとする。

1. 非常用エレベーターの乗降ロビーの構造が、通常の火災時に生ずる煙が乗降ロビーを通じて昇降路に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものである場合においては、バルコニーの設置を要しない。

→令129条の13の3（非常用の昇降機の設置及び構造）3項二号 13項

2. 排煙設備及び非常用エレベーターを設けた建築物の中央管理室は、排煙設備の制御及び作動状態の監視並びに非常用エレベーターの籠を呼び戻す装置の作動を行うことができるものとしなければならない。

→令126条の3（排煙設備 構造）十一号 令129条の13の3（非常用の昇降機の設置及び構造）7項

3. 特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域における処理対象人員400人の合併処理浄化槽は、原則として、放流水に含まれる大腸菌群数が3,000個/cm³以下、かつ、通常の使用状態において、生物化学的酸素要求量の除去率が70%以上、合併処理浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が60mg/l以下とする性能を有するものでなければならない。

→令32条（法31条2項等の規定に基づく汚物処理性能に関する技術的基準）一号二号

4. 建築物に設けるエスカレーターで、踏段面の水平投影面積が13m²であるものの踏段の積載荷重は、33kNとすることができる。→129条の12（エスカレーターの構造）3項